

# 地震発生及び気象の警報が発令された場合の緊急措置について

令和元年7月現在

## 【地震発生時の措置】

1	大地震（震度5弱以上）が発生した場合	
	始業前の場合	臨時休校
	授業中の場合	授業中止（状況により学校待機、又は集団下校の措置をとる） 翌日 臨時休校
	放課後の場合	部活動中止（状況により学校待機、又は集団下校の措置をとる） 翌日 臨時休校
2	震度5弱未満の地震が発生した場合	
	学校施設の被害状況、通学路の安全状況により、臨時休校の措置をとるかどうかが判断するので、臨時休校の連絡がない限り登校する	

※大地震発生時の臨時休校の期間は、被害状況により異なるので学校からの連絡による

## 【気象警報発令時の措置】

茨木市に『暴風警報』または『特別警報』が発令された場合、下記の措置を取ります。「大雨警報」や「洪水警報」では、通常通りの登校となります。

1	午前7時の時点で警報発令の場合	自宅待機
2	午前9時までに警報解除の場合	2時限目から登校
3	午前9時に警報が解除されていない場合	臨時休校

※登校後に茨木市に警報が発令された場合、原則としてその時点で下校となります。

通学路の安全や風雨の強さなどから判断し、帰宅（下校）措置または保護措置を行います。

※ランチ給食は警報発令の場合、7時の時点で教育委員会がキャンセルします。9時までに警報が解除されてもランチ給食はありません。弁当など昼食を持参ください。

## 【避難勧告・避難指示発令時の措置】

校区内の地域に「避難勧告」「避難指示（緊急）」が発令されている場合、下記の措置を取ります。「避難準備・高齢者等避難開始」も状況によっては臨時休校の措置を取りますが、その際は学校からご家庭に連絡します。

1	午前7時の時点で警報発令の場合	避難情報に基づいた対応 登校は見合わせ
2	午前9時までに警報解除の場合	2時限目から登校
3	午前9時に警報が解除されていない場合	臨時休校